7　指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する事項
　指定給水装置工事事業者の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととした。（第二五条の三の二関係）
8　災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項
　国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。（第三九条の二関係）
9　罰則に関する事項
　罰則について所要の規定を設けることとした。（第五三条及び第五五条関係）
10　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三四号）（財務省）
1　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）
2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、一〇〇円の貨幣は三、一五八万四、〇〇〇枚に改めることとし、一、〇〇〇円の貨幣は七〇万枚に改めることとした。（別表第三関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部を改正する等の政令（政令第三三五号）（文部科学省）
1　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三六年法律第一四七号）第一八条の二に規定する時効の中断の特例が適用される場合の原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介の打切りに係る理由は、和解の仲介によっては申立てに係る原子力損害の賠償に関する紛争が解決される見込みがないこととした。（第一条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十号

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律

原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　国の措置（第十六条・第十七条）」を「第四章　国の措置（第十六条・第十七条）　第四章の二　損害賠償の円滑な実施のための措置（第十七条の二）　第一節　損害賠償実施方針（第十七条の二）　第二節　特定原子力損害賠償仮払金の支払のための措置（第十七条の三）」に改め、「第十八条」の下に「・第十八条の二」を加え、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　損害賠償の円滑な実施のための措置

第一節　損害賠償実施方針

第十七条の二　原子炉の運転等を行う原子力事業者は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針（以下この条において「損害賠償実施方針」という。）を作成しなければならない。

2　損害賠償実施方針には、損害賠償措置の概要、原子力損害の賠償に係る事務の実施方法、原子力損害の賠償に関する紛争の解決を図るための方策その他の原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3　原子力事業者は、損害賠償実施方針を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、損害賠償実施方針の作成、変更及び公表に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第二節　特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

（特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け）

第十七条の三　原子力事業者は、特定原子力損害（原子炉の運転等により生じた原子力損害のうち、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に対して行った指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行った勧告又は指示に基づく避難のための立退き又は事業活動の制限によって生じた損害その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）を受けた被害者に対して、政令で定める基準に従い、特定原子力損害賠償仮払金（特定原子力損害を塡補するために支払われる金銭であって、当該特定原子力損害の賠償額の確定前に支払われるものをいう。以下この節において同じ。）の支払を行おうとするときは、政府に対し、賠償措置額を超えない範囲内において政令で定める金額を限度として、政府が当該特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付けを行うことを申し込むことができる。